

# **五所川原市耐震改修促進計画**

平成 30 年 1 月 改訂  
令和 3 年 1 月 改訂  
令和 5 年 3 月 改訂  
**令和 8 年 2 月 改訂**

**五所川原市**





## 〔 目 次 〕

1. 計画の概要.....	1
1－1 計画策定の背景と目的.....	1
1－2 計画の位置づけ.....	2
1－3 計画の期間.....	2
1－4 対象区域及び対象建築物.....	3
2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標.....	5
2－1 想定される地震の規模・被害の状況.....	5
2-1-1 想定される地震の規模.....	5
2-1-2 想定される被害の状況.....	6
2－2 耐震化の現状.....	8
2-2-1 住宅の耐震化率の現状.....	8
2-2-2 特定建築物（法第14条第1号）の耐震化率の現状.....	9
2-2-3 市有建築物の耐震化率の現状.....	13
2－3 耐震化の目標.....	14
2-3-1 住宅の耐震化率の目標.....	14
2-3-2 特定建築物（法第14条第1号）の耐震化率の目標.....	14
3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策.....	16
3－1 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針.....	16
3-1-1 住宅・建築物の所有者等の役割.....	16
3-1-2 役割分担.....	16
3－2 耐震診断・耐震改修を図るための支援策.....	17
3-2-1 住宅の耐震診断・耐震改修助成制度.....	17
3-2-2 住宅耐震化に関する減税制度の活用.....	17
3-2-3 住宅ローン減税制度.....	17
3-2-4 リフォーム融資.....	17
3－3 安心して耐震改修を行うことができる環境整備.....	21
3－4 地震時の総合的な安全対策.....	21
3-4-1 室内の安全対策.....	21
3-4-2 ブロック塀等の安全対策.....	21
3-4-3 地震保険の普及.....	21
3-4-4 エレベーターの閉じこめ防止対策.....	21
3-4-5 耐震シェルター等の設置.....	22
3-4-6 積雪時の雪対策.....	22
3－5 地震発生時に通行を確保すべき道路.....	23
3－6 重点的に耐震化すべき区域.....	25
3－7 優先的に耐震化に着手すべき建築物.....	25

4. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項.....	26
4－1 パンフレットの紹介.....	26
4－2 相談体制の整備及び情報提供の充実.....	26
4－3 地震ハザードマップの作成・配布.....	26
4－4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導.....	26
4－5 計画の認定等の周知.....	27
5. その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項.....	28
5－1 所管行政庁との連携.....	28
5－2 関係団体による協議会等の設置.....	28
資料 1 想定地震の震度分布図.....	29
資料 2 関係法令等.....	33

## 1. 計画の概要

### 1-1 計画策定の背景と目的

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災(兵庫県南部地震)では、6,434名の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人で、その約9割が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。「平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会最終報告書」によると、同地震による建築物の被害状況は、昭和56年5月31日以前に着工された「新耐震基準に適合していない建築物」の被害が甚大であることが明らかとなっています。この教訓を踏まえ、耐震診断・耐震改修を促進することを目的として、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年10月27日法律第123号、以下「法」という。)が施行されました。

しかし近年、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福島県西方沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、平成23年3月に発生した東日本大震災での地震・津波により、戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的でしたが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生しました。

さらに、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、南海トラフ巨大地震では、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

これらの状況を踏まえ、国は平成25年11月に「耐震改修促進法」を改正し、あわせて「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を改正しました。またその後の中央防災会議等において、死者数及び建築物を被害想定から減少させるという目標が定められ、平成28年3月には「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」の一部が改正しました。

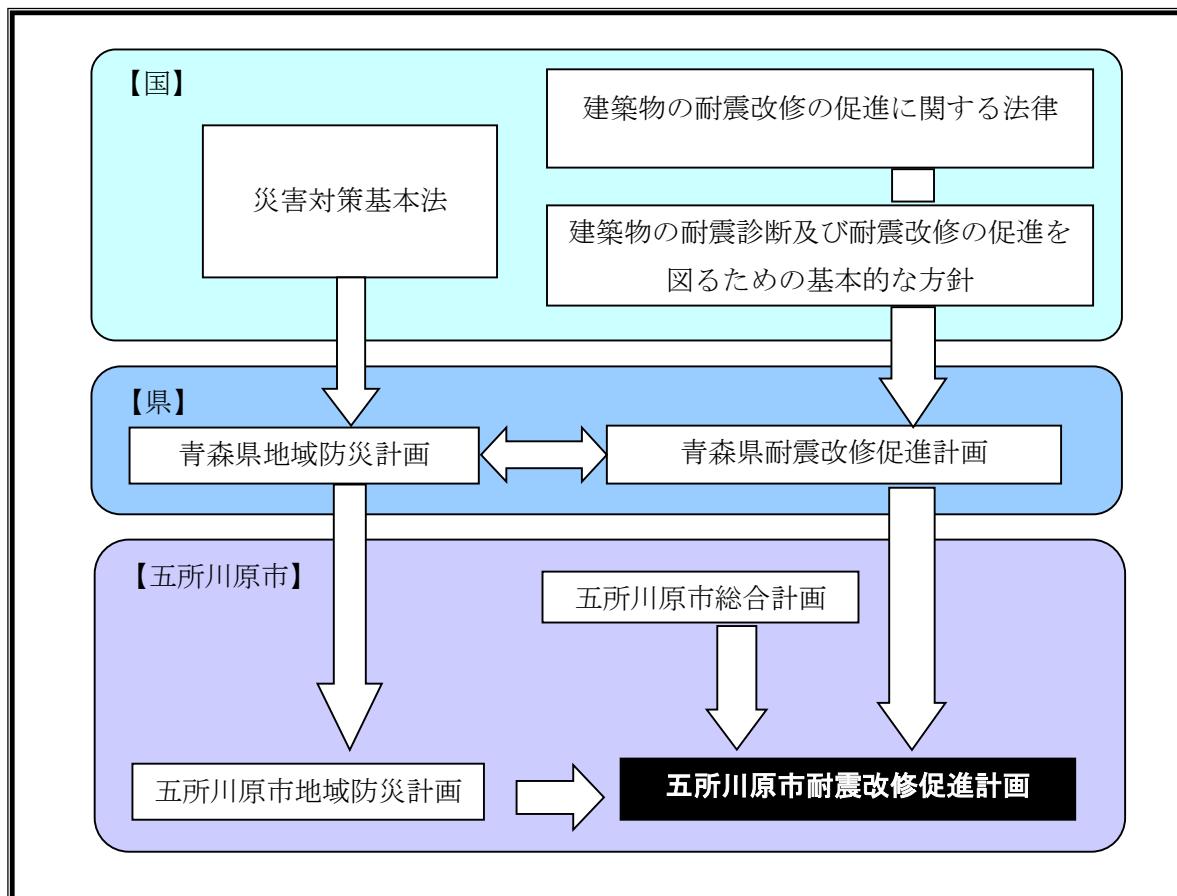
県では令和4年3月に「青森県耐震改修促進計画」を改定し、住宅及び特定建築物の耐震化率をおおむね解消することを目標としています。

こうした背景から本市においても、住宅および特定建築物の耐震化向上を図るために所要の見直しを行い、「五所川原市耐震改修促進計画」(以下「本計画」という。)を改訂します。

## 1－2 計画の位置づけ

本計画は、法第6条第1項の規定に基づき策定するものです。

また、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」、「青森県耐震改修促進計画」を踏まえるとともに、「五所川原市総合計画」、「五所川原市地域防災計画」との整合を図りつつ定めています。



計画の位置づけ

## 1－3 計画の期間

本計画の計画期間は、「国の基本方針」や「青森県耐震改修促進計画」、各関連計画等との整合を図り、令和12年度までの計画とします。

なお、計画策定後は、各種施策による住宅及び建築物の耐震化を進めるとともに、必要に応じて計画内容や施策の見直しを検討していきます。

## 1－4 対象区域及び対象建築物

本計画の対象区域は、五所川原市全域とします。

対象とする建築物は、原則として建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）導入以前に建築された建築物のうち、次に示すものとします。

種類	内容
住　　宅	戸建て住宅、共同住宅
特定建築物	法第 14 条に定める特定建築物
公共建築物	市有建築物

## 【 解 説 】

### ○特定建築物

- ・1 号特定建築物（多数の者が利用する建築物）

法第 14 条第 1 号では、庁舎、学校、病院、老人ホーム、集会場、ホテル、百貨店など多数の者が利用する建築物で一定規模以上のものとしています。

- ・2 号特定建築物（危険物を取り扱う建築物）

法第 14 条第 2 号では、一定数量以上の石油類、火薬類など危険物の貯蔵場又は処理場として使われている建築物としています。

- ・3 号特定建築物（地震によって倒壊した場合に道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物）

法第 14 条第 3 号では、緊急輸送道路沿いの建築物で、倒壊により道路を閉塞させるおそれのある建築物（通行障害建築物）としています。

## 【 解 説 】

### ○耐震基準

昭和 53 年に発生した宮城県沖地震を教訓に、昭和 56 年 6 月 1 日に建築基準法が改正されました。この法改正で、耐震基準が抜本的に見直され、新耐震基準が導入されました。

⇒新耐震基準：昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築設計基準

旧耐震基準：昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築設計基準

## 特定建築物一覧

法	政令 第6条 第2項	用 途	法第14条の所有者の努力義務 及び法第15条第1項の 指導・助言対象建築物	法第15条第2項の 指示対象建築物
法第14条第1号	第1号	幼稚園, 保育所	階数2以上かつ500m <sup>2</sup> 以上	階数2以上かつ750m <sup>2</sup> 以上
		小学校 小学校, 中学校, 中等教育学校の 前期課程, 盲学校, 聾学校若しくは 養護学校	階数2以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ1,500m <sup>2</sup> 以 上 (屋内運動場の面積を含む)
	第2号	老人ホーム, 老人短期入所施設, 身体障害者 福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	階数2以上かつ2,000m <sup>2</sup> 以 上
		老人福祉センター, 児童厚生施設, 身体障害 者福祉センター, その他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	階数2以上かつ2,000m <sup>2</sup> 以 上
	第2号以外の学校		階数3以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	
		ボーリング場, スケート場, 水泳場その他これ らに類する運動施設	階数3以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ2,000m <sup>2</sup> 以 上
		病院, 診療所	階数3以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ2,000m <sup>2</sup> 以 上
		劇場, 観覧場, 映画館, 演芸場	階数3以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ2,000m <sup>2</sup> 以 上
		集会場, 公会堂	階数3以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ2,000m <sup>2</sup> 以 上
		展示場	階数3以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ2,000m <sup>2</sup> 以 上
		卸売市場	階数3以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	
		百貨店, マーケットその他の物品販売業を営 む店舗	階数3以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ2,000m <sup>2</sup> 以 上
		ホテル, 旅館	階数3以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ2,000m <sup>2</sup> 以 上
		賃貸住宅(共同住宅に限る), 寄宿舎, 下宿	階数3以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	
		事務所	階数3以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	
		博物館, 美術館, 図書館	階数3以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ2,000m <sup>2</sup> 以 上
		遊技場	階数3以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ2,000m <sup>2</sup> 以 上
		公衆浴場	階数3以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ2,000m <sup>2</sup> 以 上
		飲食店, キャバレー, 料理店, ナイトクラブ, ダ ンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ2,000m <sup>2</sup> 以 上
		理髪店, 賃屋, 貸衣裳屋, 銀行その他これら に類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ2,000m <sup>2</sup> 以 上
		工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に 供する建築物を除く。)	階数3以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発 着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合 の用に供するもの	階数3以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ2,000m <sup>2</sup> 以 上
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停 留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ2,000m <sup>2</sup> 以 上
		郵便局, 保健所, 税務署その他これらに類す る公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ2,000m <sup>2</sup> 以 上
	第4号	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	階数1以上かつ2,000m <sup>2</sup> 以 上
法第14条 第2号		危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する 建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯 蔵, 処理する建築物	500m <sup>2</sup> 以上
法第14条 第3号		地震によって倒壊した場合においてその敷 地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の 円滑な避難を困難とするおそれがあり、その 敷地が本計画に記載された道路に接する建 築物	政令で定める高さを超える建築物	

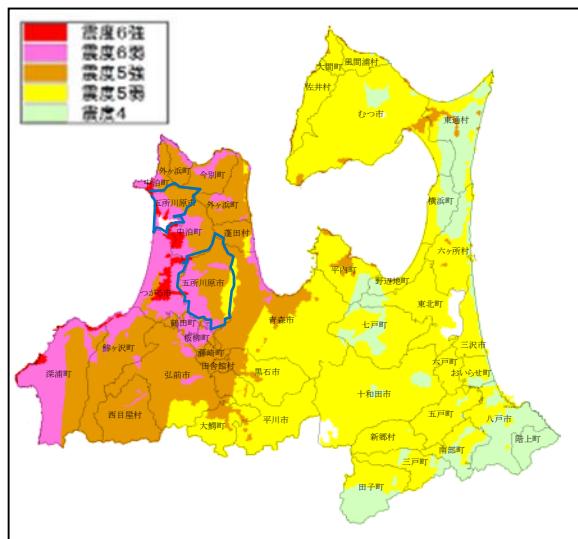
## 2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 2-1 想定される地震の規模・被害の状況

#### 2-1-1 想定される地震の規模

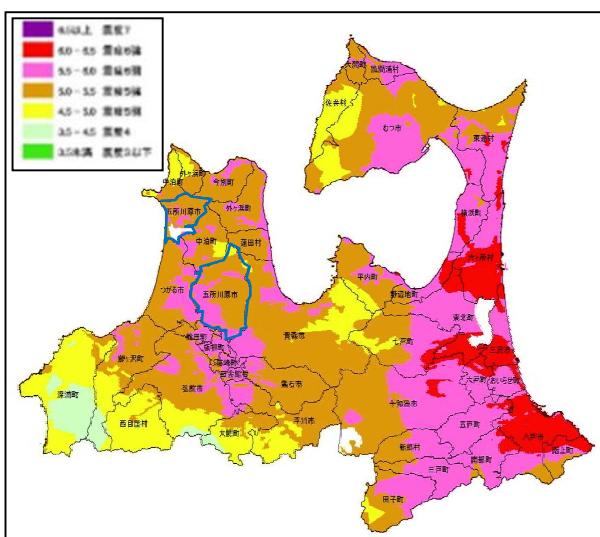
「平成 24・25 年度青森県地震・津波被害想定調査」（平成 26 年 3 月・青森県危機管理局）によると、青森県に大きな被害を及ぼす地震として「太平洋側海溝型地震」、「日本海側海溝型地震」及び「内陸直下型地震」の 3 つが想定されています。

また、「平成 27 年度青森県地震・津波被害想定調査」（平成 28 年 3 月・青森県危機管理局）によると、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」（平成 26 年 9 月国土交通省）で新たに設定された日本海側における最大クラスの津波断層モデルを用いて、「日本海側海溝型地震」の被害想定が見直しされています。本市は一部が日本海側に位置し、見直しされた「日本海側海溝型地震」が発生した際には、最大震度 6 強の揺れが予測され被害規模が最も大きいことから、本計画では見直しされた「日本海側海溝型地震」を想定します。



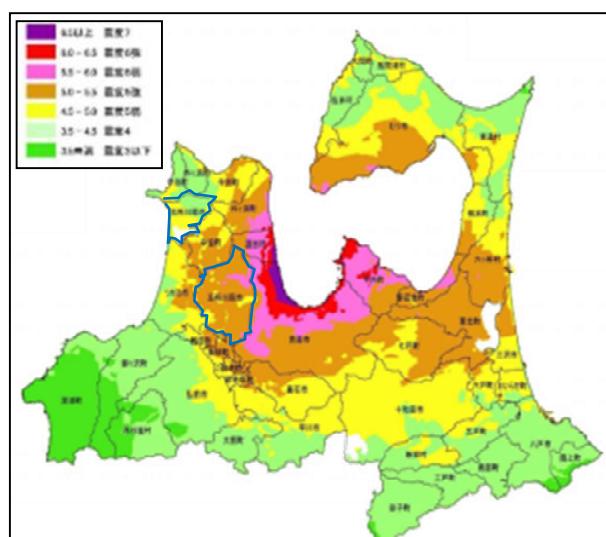
①「平成 27 年度青森県地震・津波被害想定調査」

「日本海側海溝型地震」による震度分布



②「平成 24・25 年度青森県地震・津波被害想定調査」

「太平洋側海溝型地震」による震度分布



③「平成 24・25 年度青森県地震・津波被害想定調査」

「内陸直下型地震」による震度分布

## 2-1-2 想定される被害の状況

「平成 27 年度青森県地震・津波被害想定調査」による本市の被害予測は、死傷者数 680 人、建物全半壊 5,880 棟、上下水道被害のべ 25,100 人、停電件数 35,000 件、地震直後の避難者数 2,600 人となっています。予測は被害が最大となる「冬深夜」を想定した結果となっています。

本市における被害予測結果

	人的被害		建物被害		ライフライン被害			避難者数 (直後) (人)
	死者 (人)	負傷者 (人)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	上水道 断水人口 (人)	下水道機能 支障人口 (人)	電力停電 (件)	
①日本海側 海溝型地震	100	580	880	5,000	24,000	1,100	35,000	2,600
②太平洋側 海溝型地震	10	340	370	3,100	22,000	1,100	29,000	1,100
③内陸直下型 地震	*	40	*	230	1,400	270	1,300	40

出典：①平成 27 年度青森県地震・津波被害想定調査

②③平成 24・25 年度青森県地震・津波被害想定調査

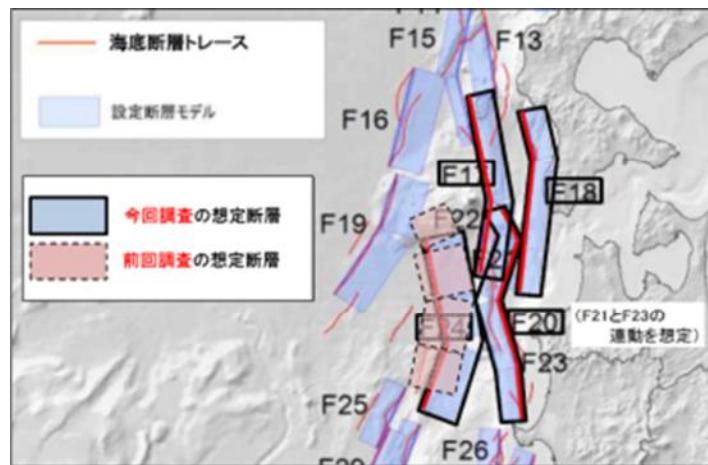
※「\*」は 5 未満。

## 【解説】

### ○想定地震

#### (1) 日本海側海溝型地震（想定 Mw7.9）

平成 26 年 9 月国土交通省の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」において、日本海側における最大クラスの津波断層モデルを新たに設定。この設定を踏まえた「平成 26 年度青森県津波浸水想定調査」で採用された津波断層モデル（F17、F18、F20、F24）を用いた。



出典：平成 27 年度青森県地震・津波被害想定調査

#### (2) 太平洋側海溝型地震（想定 Mw9.0）及び内陸直下型地震（想定 Mw6.7）

昭和 43 年十勝沖地震(M7.9)及び平成 23 年東北地方太平洋沖地震(M9.0)の震源域を考慮し、青森県に最も大きな地震・津波の被害をもたらす震源モデルを設定した。



出典：平成 24・25 年度青森県地震・津波被害想定調査

※Mw(モーメントマグニチュード)：地震による岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量）をもとにして計算される。

※M(気象庁マグニチュード)：地震計で観測される地震波の振幅から計算される。

## 2-2 耐震化の現状

### 2-2-1 住宅の耐震化率の現状

令和5年住宅・土地統計調査から推計した令和7年度の本市の住宅の耐震化の状況は下表のとおりとなっており、住宅19,993戸のうち、耐震性のある住宅は16,125戸と推計され、耐震化率は80.7%となっています。

(単位：戸)

	住宅総数	昭和56年5月以前の住宅数	うち 耐震性 有り	昭和56年6月以降の住宅数	耐震改 修工事 済住宅 数	耐震性 を満たす 住宅数	耐震化率 (%)
戸数	19,993	5,995	2,111	13,998	16	16,125	80.7%

資料：令和5年住宅・土地統計調査を基に、国の耐震化率の算定方法に準じて推計

## 2-2-2 特定建築物（法第14条第1号）の耐震化率の現状

### (1) 民間1号特定建築物（法第14条第1号）

本市の民間の法第14条第1号に規定する多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は81.6%となっています。そのうち、社会福祉施設、共同住宅・寄宿舎の耐震化率は100%、不特定多数の者が利用する建築物のうち病院・診療所の耐震化率は77.8%、ホテルの耐震化率は66.7%、店舗・銀行・遊技場の耐震化率は88.9%、学校・体育館・幼稚園は、40.0%となっています。工場・事務所・倉庫等の特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は87.5%となっています。

民間1号特定建築物の耐震化率

(単位：棟)

建築物用途	総数 $a=b+d$	旧耐震基準 建築物		新耐震 基準 建築物 d	耐震性を 満たす 建築物 e=c+d	耐震化率 $f=e/a$
		b	c うち 耐震性あ り			
学校・体育館・幼稚園	5	4	1	1	2	40.0 %
病院・診療所	9	4	2	5	7	77.8 %
社会福祉施設	3	0	0	3	3	100.0 %
ホテル	3	1	0	2	2	66.7 %
店舗・銀行・遊技場	9	2	1	7	8	88.9 %
共同住宅・寄宿舎	4	1	1	3	4	100.0 %
工場・事務所・倉庫等	16	4	2	12	14	87.5 %
計	49	16	7	33	40	81.6 %

市建築住宅課調査（令和7年12月末現在）

## (2) 市有 1 号特定建築物（法第 14 条第 1 号）

1 号特定建築物のうち、市有建築物の耐震化率は 98.6% となっています。そのうち、災害時の拠点・避難施設となる建築物の耐震化率は 100.0%、不特定多数の者が利用する建築物は 100%、特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は 96.9% となっています。

市有 1 号特定建築物の耐震化率

(単位：棟)

区分	建築物用途	総数 $a=b+d$	旧耐震基準 建築物		新耐震 基準 建築物 d	耐震性を 満たす 建築物 e=c+d	耐震化率 $f=e/a$
			b	c うち 耐震性あり			
災害時の拠点・避難施設となる建築物	庁舎、集会所、小・中学校、体育館、保健センター、老人福祉センター	39	7	7	32	39	100.0%
不特定多数の者が利用する建築物	展示場、劇場	2	0	0	2	2	100.0%
特定多数の者が利用する建築物	市営住宅、保育所、処理施設	32	4	3	28	31	96.9%
計		73	11	10	62	72	98.6%

市建築住宅課調査（令和 7 年 12 月末現在）

**市有 1 号特定建築物一覧**

番号	施設名	用途	主たる構造	階数	建築年月日	延床面積(m <sup>2</sup> )	新旧基準	診断済み	診断後耐震性あり	改修済み	耐震性あり
1	本庁舎	市庁舎	鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造	3	平成30年3月	9,345	新				あり
2	上下水道部庁舎	庁舎	鉄筋コンクリート造	3	平成3年	2,244	新				あり
3	五所川原小学校	校舎・園舎	鉄筋コンクリート造	3	昭和63年11月	6,107	新				あり
4	五所川原小学校体育館	学校(体育館)	鉄骨造	2	平成2年5月	1,491	新				あり
5	南小学校	学校(校舎・食堂)	鉄筋コンクリート造	3	平成2年10月	4,737	新				あり
6	南小学校体育館	学校(体育館)	鉄筋コンクリート造	1	平成4年3月	1,624	新				あり
7	中央小学校	校舎・園舎	鉄筋コンクリート造	3	平成25年4月	5,543	新				あり
8	中央小学校体育館	体育館	鉄筋コンクリート造+一部鉄骨造	2	平成23年4月	1,404	新				あり
9	いづみ小学校	学校(校舎・食堂)	鉄筋コンクリート造	2	平成6年10月	2,585	新				あり
10	いづみ小学校体育館	学校(体育館)	鉄筋コンクリート造	2	平成7年3月	1,376	新				あり
11	三輪小学校	学校(校舎・食堂)	鉄筋コンクリート造	3	平成13年3月	4,176	新				あり
12	三輪小学校体育館	学校(体育館)	鉄筋コンクリート造	2	平成14年3月	1,540	新				あり
13	栄小学校	学校(校舎)	鉄筋コンクリート造	3	昭和56年12月	6,396	新				あり
14	栄小学校体育館	学校(体育館)	鉄骨造	2	昭和61年2月	1,527	新				あり
15	松島小学校	学校(校舎・食堂)	鉄筋コンクリート	2	平成8年3月	2,631	新				あり
16	松島小学校体育館	学校(体育館)	鉄筋コンクリート造	2	平成9年3月	1,421	新				あり
17	三好小学校	学校(校舎・食堂)	木造、RC造、S造	2	平成4年9月	2,338	新				あり
18	三好小学校体育館	学校(体育館)	鉄筋コンクリート造	2	平成5年3月	1,345	新				あり
19	東峰小学校	学校(校舎・食堂)	鉄筋コンクリート造	2	平成5年3月	2,551	新				あり
20	東峰小学校体育館	学校(体育館)	鉄筋コンクリート造	2	平成6年3月	1,381	新				あり
21	金木小学校	学校(校舎)	鉄筋コンクリート造	3	昭和54年8月	5,399	旧	H10	NG	H12	あり
22	金木小学校体育館	学校(体育館)	鉄筋コンクリート造	1	昭和55年8月	1,200	旧	H10	NG	H12	あり
23	市浦小学校	学校(校舎・食堂)	木造、RC造	2	平成2年	1,959	新				あり
24	五所川原第一中学校	学校(校舎)	鉄筋コンクリート造	3	平成19年3月	7,979	新				あり
25	五所川原第一中学校体育館	学校(体育館)	鉄筋コンクリート造	2	平成22年1月	2,808	新				あり
26	五所川原第二中学校	学校(校舎)	鉄筋コンクリート造	2	平成7年3月	3,247	新				あり
27	五所川原第三中学校	学校(校舎)	鉄筋コンクリート造	3	昭和47年3月	4,711	旧	H21	NG	H22	あり
28	五所川原第三中学校体育館	学校(体育館)	鉄筋コンクリート造	2	平成元年3月	1,627	新				あり
29	五所川原第四中学校	学校(校舎)	鉄筋コンクリート造	2	昭和58年10月	3,568	新				あり
30	五所川原第四中学校体育館	学校(体育館)	鉄骨造	1	昭和58年12月	1,200	新				あり
31	金木中学校	学校(校舎・食堂)	鉄筋コンクリート造	3	昭和61年3月	4,266	新				あり
32	金木中学校体育館	学校(体育館)	鉄骨造	1	昭和61年5月	1,240	新				あり
33	市浦中学校	学校(校舎)	鉄筋コンクリート造	2	昭和45年3月	3,109	旧	H21	NG	H23	あり
34	高等看護学院(新町ビル)	学校	鉄筋コンクリート造	6	平成3年12月	2,554	新				あり
35	五所川原市中央公民館	公民館	鉄筋コンクリート造	3	昭和55年8月	3,750	旧	H24	NG	H25	あり
36	五所川原市働く婦人の家・保健センター五所川原	集会場・保健センター	鉄骨鉄筋コンクリート造	4	昭和58年3月	2,150	新				あり
37	市民総合体育館	体育館	鉄骨鉄筋コンクリート造	2	昭和52年8月	5,326	旧	H23	OK		あり
38	つがる克雪ドーム	体育館・観覧場	鉄骨骨組複雑構造	2	平成14年3月	12,238	新				あり

番号	施設名	用途	主たる構造	階数	建築年月日	延床面積(m <sup>2</sup> )	新旧基準	診断済み	診断後耐震性あり	改修済み	耐震性あり
39	B&G海洋センター市浦	体育館	鉄骨造	1	昭和61年5月	1,102	新				あり
40	金木中央老人福祉センター	老人福祉施設	鉄筋コンクリート造	2	昭和55年2月	1,005	旧	H23	NG	H24	あり
41	漆川体育館	体育館	鉄筋コンクリート	2	平成3年1月	1,321	新				あり
42	立佞武多の館	展示場	鉄骨造	7	平成16年3月	7,588	新				あり
43	ふるさと交流圈民センター	劇場	鉄筋コンクリート造	3	平成6年6月	7,032	新				あり
44	五所川原市金木保育所	保育所	木造、RC造、S造	2	平成5年3月	2,051	新				あり
45	五所川原市浄化センター	処理施設	鉄筋コンクリート造	3	昭和57年3月	9,196	旧	H28	NG		
46	富士見団地市営住宅1号棟	市営住宅	鉄筋コンクリート造	3	昭和63年9月	1,587	新				あり
47	富士見団地市営住宅2号棟	市営住宅	鉄筋コンクリート造	3	平成元年9月	1,587	新				あり
48	富士見団地市営住宅3号棟	市営住宅	鉄筋コンクリート造	3	平成元年9月	1,587	新				あり
49	富士見団地市営住宅4号棟	市営住宅	鉄筋コンクリート造	3	平成2年7月	2,116	新				あり
50	富士見団地市営住宅5号棟	市営住宅	鉄筋コンクリート造	3	平成2年7月	2,116	新				あり
51	富士見団地市営住宅6号棟	市営住宅	鉄筋コンクリート造	4	平成3年10月	2,782	新				あり
52	富士見団地市営住宅7号棟	市営住宅	鉄筋コンクリート造	4	平成4年12月	2,086	新				あり
53	富士見団地市営住宅8号棟	市営住宅	鉄筋コンクリート造	4	平成4年9月	1,391	新				あり
54	富士見団地市営住宅9号棟	市営住宅	鉄筋コンクリート造	4	平成6年7月	2,086	新				あり
55	富士見団地市営住宅10号棟	市営住宅	鉄筋コンクリート造	4	平成6年8月	1,422	新				あり
56	富士見団地市営住宅11号棟	市営住宅	鉄筋コンクリート造	4	平成5年9月	2,086	新				あり
57	富士見団地市営住宅12号棟	市営住宅	鉄筋コンクリート造	4	平成5年9月	1,422	新				あり
58	富士見団地市営住宅13号棟	市営住宅	鉄筋コンクリート造	4	平成7年3月	2,842	新				あり
59	千鳥団地市営住宅1号棟	市営住宅	鉄筋コンクリート造	3	平成8年11月	1,080	新				あり
60	千鳥団地市営住宅2号棟	市営住宅	鉄筋コンクリート造	3	平成8年11月	1,080	新				あり
61	千鳥団地市営住宅3号棟	市営住宅	鉄筋コンクリート造	3	平成8年11月	1,080	新				あり
62	千鳥団地市営住宅4号棟	市営住宅	鉄筋コンクリート造	3	平成9年10月	1,080	新				あり
63	千鳥団地市営住宅5号棟	市営住宅	鉄筋コンクリート造	3	平成9年10月	1,080	新				あり
64	千鳥団地市営住宅6号棟	市営住宅	鉄筋コンクリート造	3	平成9年10月	1,080	新				あり
65	千鳥団地市営住宅7号棟	市営住宅	鉄筋コンクリート造	3	平成10年10月	1,080	新				あり
66	千鳥団地市営住宅8号棟	市営住宅	鉄筋コンクリート造	3	平成10年10月	1,080	新				あり
67	千鳥団地市営住宅9号棟	市営住宅	鉄筋コンクリート造	3	平成10年10月	1,080	新				あり
68	千鳥団地市営住宅10号棟	市営住宅	鉄筋コンクリート造	3	平成11年9月	1,080	新				あり
69	広田団地市営住宅1号棟	市営住宅	鉄筋コンクリート造	4	昭和55年12月	1,028	旧	H12	OK		あり
70	広田団地市営住宅16号棟	市営住宅	鉄筋コンクリート造	4	昭和55年12月	1,028	旧	H12	OK		あり
71	広田団地市営住宅18号棟	市営住宅	鉄筋コンクリート造	4	昭和55年12月	1,028	旧	H12	OK		あり
72	広田団地市営住宅24号棟	市営住宅	鉄筋コンクリート造	4	昭和58年12月	1,581	新				あり
73	広田団地市営住宅25号棟	市営住宅	鉄筋コンクリート造	4	昭和59年12月	1,581	新				あり
74	広田団地市営住宅27号棟	市営住宅	鉄筋コンクリート造	4	昭和57年12月	1,581	新				あり
75	広田団地市営住宅28号棟	市営住宅	鉄筋コンクリート造	4	昭和57年12月	1,581	新				あり

### 2-2-3 市有建築物の耐震化率の現状

市有建築物は、災害時に学校は避難場所等として、診療所は災害による負傷者の治療する場所として、庁舎では被害情報収集や災害対策等が行われるなど、多くの市有建築物が応急活動の拠点として活用されます。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも、市有建築物の耐震化を速やかに進める必要があります。

また、令和7年度の市有建築物（延べ床面積200m<sup>2</sup>以上）の耐震診断の実施状況を考慮した耐震化率は、下表のとおりであり、耐震性能を有する棟数の占める割合は88.0%となっています。

市有建築物の耐震化率

(単位：棟)

建築物用途	総数	新耐震基準建築物	旧耐震基準建築物	耐震診断結果、耐震性有			耐震性を有する建築物	耐震化率
				耐震診断済	診断の結果、耐震性有	耐震改修実施済		
	a=b+c	b	c	d	e	f	g=b+e+f	h=g/a
学校、体育館	43	35	8	8	2	6	43	100.0%
消防署	1	1	0	0	0	0	1	100.0%
庁舎	6	5	1	0	0	0	5	83.3%
市営住宅	120	88	32	15	15	0	103	85.8%
公民館、集会場、 コミュニティセンター	56	46	10	3	1	2	49	87.5%
倉庫、展示場、資料館、福祉施設、 農業施設等	83	69	14	3	1	1	71	85.5%
計	309	244	65	29	19	9	272	88.0%

市建築住宅課調査（令和7年12月末現在）

## 2-3 耐震化の目標

### 2-3-1 住宅の耐震化率の目標

令和 7 年の住宅数は 19,993 戸、耐震性を満たす住宅は 16,125 戸、耐震化率は 80.7% と予測されます。

本市の住宅の耐震化の現状、青森県耐震改修促進計画、国の基本方針を踏まえ、市民の生命と財産を守るために、住宅の耐震化率を令和 12 年までにおおむね解消することを目標とします。

#### 【住宅の耐震化率の目標】

実績（令和 7 年）： 80.7%



目標（令和 12 年）： おおむね解消

### 2-3-2 特定建築物（法第 14 条第 1 号）の耐震化率の目標

#### （1）民間 1 号特定建築物（法第 14 条第 1 号）

多数の者が利用する建築物は、本市の建築物の耐震化の現状、青森県耐震改修促進計画、国の基本方針を踏まえ、市民の生命と財産を守るために、耐震化率は令和 12 年までにおおむね解消することを目標とします。

#### 【民間 1 号特定建築物の耐震化率の目標】

実績（令和 7 年）： 81.6%



目標（令和 12 年）： おおむね解消

## (2) 市有1号特定建築物（法第14条第1号）

市有建築物は、多数の市民が利用することや、災害時の活動や様々な情報収集の拠点、避難施設等になることから、優先的に耐震化を推進していく必要があります。

本市の市有建築物の耐震化の現状を踏まえ、市有建築物のうち、特定建築物の耐震化を計画的に進め、令和12年までに耐震化率を100%にすることを目標とします。

### 【市有1号特定建築物の耐震化率の目標】

実績（令和7年）： 98.6%



目標（令和12年）： 100.0%

## (3) 2号特定建築物（法第14条第2号）

令和7年現在、法第14条第2号に規定する危険物を取り扱う特定建築物に該当する建築物はありません。